

第5回農業特定技能協議会運営委員会

議事次第

日時：令和2年8月4日（火）10:30～12:00
場所：農林水産省本館地下1階 経営局第A・B会議室

開 会

1 特定技能制度の現状等について

（受入れ状況等について）

出入国在留管理庁 政策課 特定技能PT 補佐官

米山 毅 氏

（往来再開の状況等について）

外務省 領事局 外国人課 主査

松田 逸洋 氏

（農業現場における現状等について）

全国農業協同組合中央会 営農担い手支援課長

中村 義則 氏

公益社団法人 日本農業法人協会 参事

岩男 次郎 氏

一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部長

砂田 嘉彦 氏

（人権問題等について）

独立行政法人 国際協力機構 上級審議役

穴戸 健一 氏

The Consumer Goods Forum, Japan シニアマネージャー サステナビリティ

新藤 理子 氏

イオン株式会社 品質管理部 マネージャー

木村 紀子 氏

味の素株式会社 サステナビリティ推進部

中尾 洋三 氏

一般社団法人 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain 理事

和田 征樹 氏

一般社団法人 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain

シニア・プロジェクト・オフィサー

渡辺 美紀 氏

2 意見交換

閉 会

配付資料一覧

次第

出席者一覧

配席図

- | | |
|-------|--|
| 資料 1 | 特定技能制度運用状況（出入国在留管理庁） |
| 資料 2 | 「特定技能」に関する二国間取決め（MOC）の概要
（出入国在留管理庁） |
| 資料 3 | 各国からの受入れ手続（出入国在留管理庁） |
| 資料 4 | 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について
（出入国在留管理庁） |
| 資料 5 | 在留資格の特例措置について（出入国在留管理庁） |
| 資料 6 | 雇用維持支援について（出入国在留管理庁） |
| 資料 7 | 農業現場における現状について（日本農業法人協会） |
| 資料 8 | 農業技能測定試験の状況について（全国農業会議所） |
| 資料 9 | 農業分野の特定技能外国人受入れに関するアンケート調査の
一次集計結果（全国農業会議所） |
| 資料 10 | 農業分野における特定技能での受入状況（農林水産省） |
| 資料 11 | 特定技能制度に関するアンケート調査の結果について
（農林水産省） |
| 資料 12 | 外国人材受入総合支援事業（農林水産省） |

第5回「農業特定技能協議会運営委員会」出席者名簿

(順不同・敬称略)

1. 構成員

【制度所管省庁】

出入国在留管理庁 政策課 特定技能P T 補佐官	米山 毅
警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策企画課 課長補佐	新井 靖久
外務省 領事局 外国人課 主査	松田 逸洋
厚生労働省 職業安定局 外国人雇用対策課 海外人材受入就労対策室 室長補佐	小沢 聡

【事業所管省庁】

農林水産省 生産局 園芸作物課 野菜調整官	山本 隆司
農林水産省 生産局 畜産部 畜産企画課 畜産総合推進室 室長	渡邊 顕太郎
農林水産省 経営局 就農・女性課 課長	横田 美香

【特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

公益社団法人 日本農業法人協会 参事	岩男 次郎
公益社団法人 日本農業法人協会 業務課長	高須 敦俊

全国農業協同組合中央会 JA 営農・くらし支援部 営農担い手支援課 課長	中村 義則
〔全国農業協同組合中央会 JA 営農・くらし支援部 営農担い手支援課 主査	原澤 恵太〕

一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 部長	砂田 嘉彦
〔一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 主査	青木 昂平
一般社団法人 全国農業会議所 経営・人材対策部 相談員	八山 政治〕

2. オブザーバー

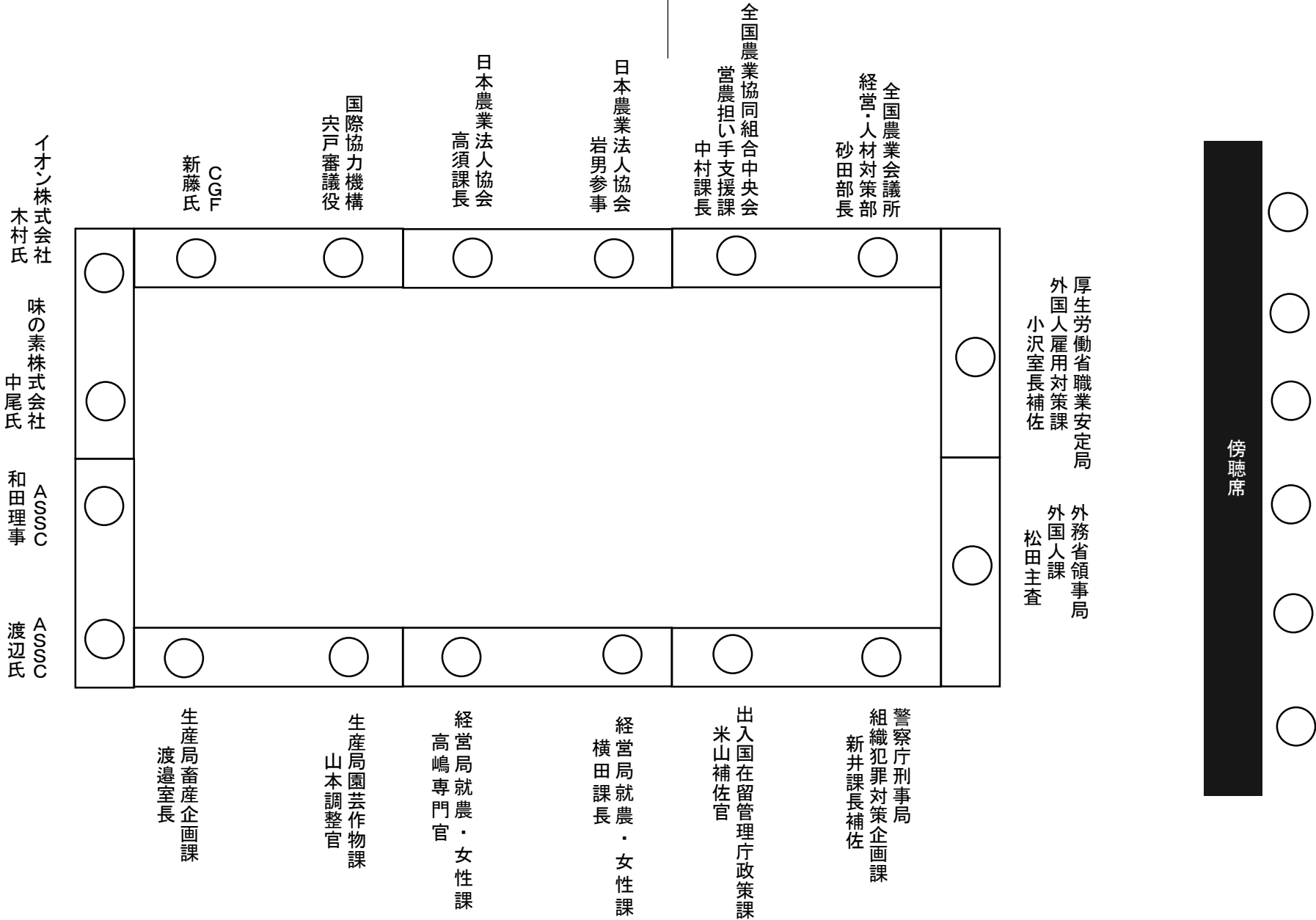
独立行政法人 国際協力機構 上級審議役	穴戸 健一※
The Consumer Goods Forum, Japan シニアマネージャー サステナビリティ	新藤 理子※
イオン株式会社 品質管理部 マネージャー	木村 紀子※
味の素株式会社 サステナビリティ推進部	中尾 洋三※
一般社団法人 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain 理事	和田 征樹※
一般社団法人 The Global Alliance for Sustainable Supply Chain シニア・プロジェクト・オフィサー	渡辺 美紀※

*括弧はバックシートで出席

※今回に限りオブザーバーとして出席

第5回農業特定技能協議会運営委員会 配席図

令和2年8月4日(火)10:30-12:00
農林水産省 経営局第A・B会議室

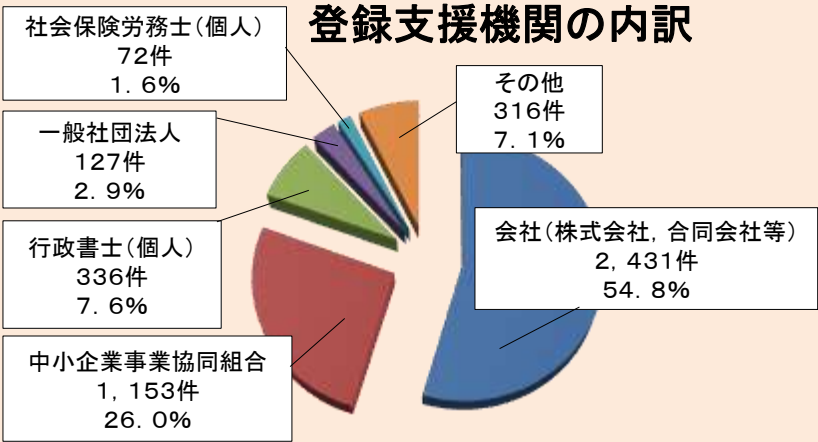
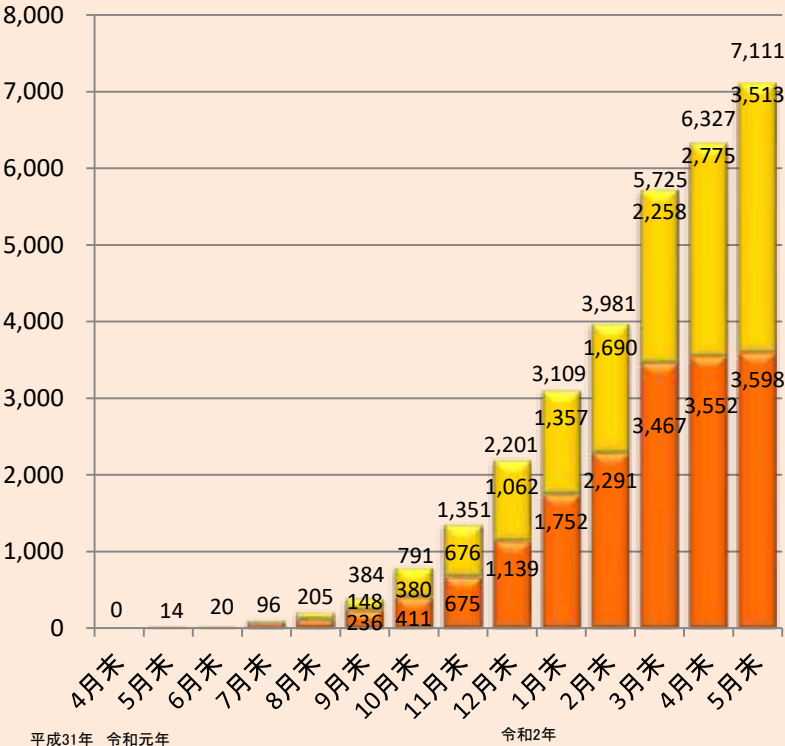


特定技能外国人の許可状況等について(令和2年5月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付	3, 5 9 8 件
② 在留資格変更許可	許可	3, 5 1 3 件
③ 登録支援機関登録	登録	4, 4 3 5 件

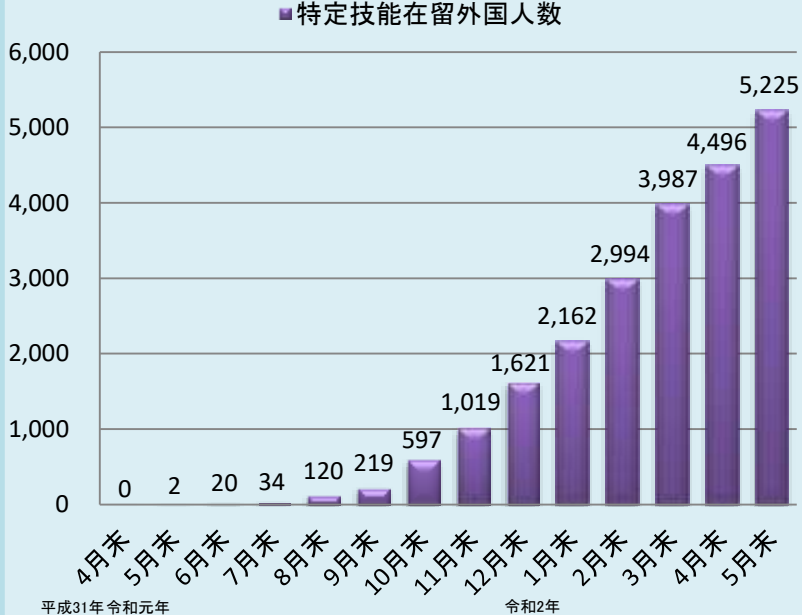
許可件数等の内訳

(許可・交付件数)
■在留資格認定証明書交付件数 ■在留資格変更許可件数



特定技能在留外国人数(令和2年5月末現在:速報値)

特定技能 1 号在留外国人数



5, 2 2 5 人

分野	人数
介護	118人
ビルクリーニング	60人
素形材産業	502人
産業機械製造業	519人
電気・電子情報 関連産業	235人
建設	322人
造船・船用工業	168人
自動車整備	48人
航空	2人
宿泊	34人
農業	844人
漁業	49人
飲食料品製造業	1, 852人
外食業	472人



特定技能在留外国人数(令和2年3月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 3,987人

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	142	12	7	25	1	3	22	220	98	169	238	298	259	139	44	25	29	18	16	78	110	140	337	89
構成比	3.6%	0.3%	0.2%	0.6%	0.0%	0.1%	0.6%	5.5%	2.5%	4.2%	6.0%	7.5%	6.5%	3.5%	1.1%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	2.0%	2.8%	3.5%	8.5%	2.2%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	39	56	188	111	15	7	15	22	52	169	27	8	70	58	16	228	12	92	114	34	9	33	66	27
構成比	1.0%	1.4%	4.7%	2.8%	0.4%	0.2%	0.4%	0.6%	1.3%	4.2%	0.7%	0.2%	1.8%	1.5%	0.4%	5.7%	0.3%	2.3%	2.9%	0.9%	0.2%	0.8%	1.7%	0.7%

分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング・ビル	素形材産業	産業機械製造業	電子情報関連産業	電気・建設	船舶・造船工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲料・食品製造業	外食業
在留数	56	27	437	428	184	267	156	37	-	19	686	42	1,402	246
構成比	1.4%	0.7%	11.0%	10.7%	4.6%	6.7%	3.9%	0.9%	0.0%	0.5%	17.2%	1.1%	35.2%	6.2%

国籍別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	中国	フィリピン	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	2,316	456	331	235	216	198	125	25	85
構成比	58.1%	11.4%	8.3%	5.9%	5.4%	5.0%	3.1%	0.6%	2.1%

特定技能試験等の実施状況について（令和2年5月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。）

	実施場所（実施月）	受験者数	合格者数
介護	（フィリピン） 2019年4月～2020年3月 （カンボジア） 2019年9月～2020年3月、5月 （インドネシア） 2019年10月～2020年4月 （ネパール） 2019年10月～2020年3月 （モンゴル） 2019年11月、12月 （ミャンマー） 2020年2月、3月 （日本国内） 2019年10月～12月、2020年3月～5月	（技能試験） 6,582人（注1） （日本語試験） 6,297人（注1）	（技能試験） 3,620人（注1） （日本語試験） 3,732人（注1）
ビルクリーニング	（フィリピン） 2020年2月、3月 （ミャンマー） 2019年12月 （日本国内） 2019年11月、12月	709人	495人
素形材産業（注2） 産業機械製造業（注2） 電気・電子情報関連産業（注2） 建設	（インドネシア） 2020年1月 —	23人 —	4人 —
造船・船用工業（注2）	（フィリピン） 2019年11月 （日本国内） 2020年5月	15人	8人
自動車整備	（フィリピン） 2019年12月～2020年3月	32人	25人
航空（注2）	（フィリピン） 2019年11月 （モンゴル） 2019年10月 （日本国内） 2019年11月、2020年2月	340人	194人
宿泊	（ミャンマー） 2019年10月 （日本国内） 2019年4月、10月、2020年1月	1,852人	1,140人
農業（注2）	（フィリピン） 2019年10月～2020年3月 （カンボジア） 2020年1月～3月 （インドネシア） 2020年1月～3月 （ミャンマー） 2020年2月、3月 （日本国内） 2020年3月	701人	571人
漁業（注2）	（インドネシア） 2020年1月	19人	8人
飲食料品製造業	（フィリピン） 2019年11月～2020年3月 （インドネシア） 2020年1月～3月 （日本国内） 2019年10月、2020年2月	3,488人	2,767人
外食業	（フィリピン） 2019年11月～2020年3月 （カンボジア） 2020年1月～3月 （ミャンマー） 2020年2月、3月 （日本国内） 2019年4月、6月、9月、11月、2020年2月	8,924人	5,453人
国際交流基金 日本語基礎テスト	（フィリピン） 2019年4月～6月、8月～11月、2020年1月、3月 （カンボジア） 2019年10月、2020年1月、3月、5月 （インドネシア） 2019年10月、11月、2020年1月、3月 （ネパール） 2019年10月、11月、2020年1月、3月 （モンゴル） 2019年11月 （ミャンマー） 2020年3月	7,971人（注1）	2,737人（注1）

（注1） 2020年5月以降に実施された介護（技能試験及び日本語試験）、国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数のうち未発表分については、各者数の累計値に含んでいない。

（注2） 業務区分によって試験実施状況が異なる。



政府基本方針（平成30年12月25日閣議決定）

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

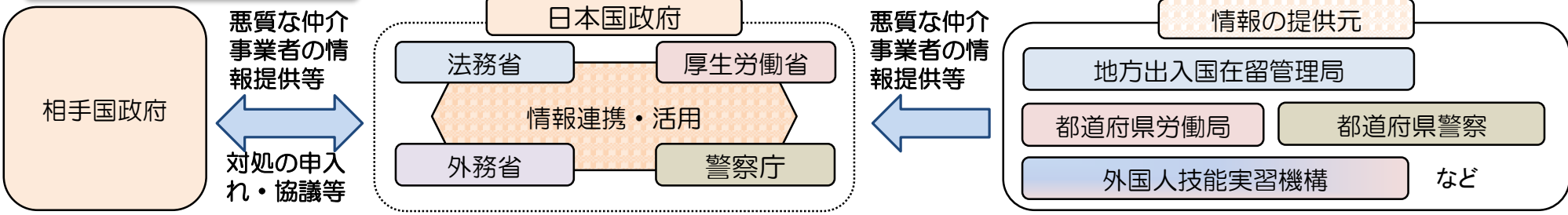
総合的対応策（平成30年12月25日閣僚会議決定）

- 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み：悪質な仲介事業者等の排除
外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（以下「優先9か国」という。）との間で、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指すとともに、必要に応じ、上記国以外の国であって送出しが想定されるものとの間で、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を進める。

二国間取決めのポイント

- 情報共有
特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。
 - 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議
定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

二国間取決めのイメージ



署名状況（12か国）

（令和2年2月4日現在、太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国）

フィリピン（H31.3.19）、**カンボジア**（H31.3.25）、**ネパール**（H31.3.25）、**ミャンマー**（H31.3.28）、**モンゴル**（H31.4.17）
スリランカ（R1.6.19）、**インドネシア**（R1.6.25）、**ベトナム**（R1.7.1文書交換）、**バングラデシュ**（R1.8.27）
ウズベキスタン（R1.12.17）、パキスタン（R1.12.23）、**タイ**（R2.2.4）

フィリピン国籍の方々の受入れ手続について

- 1 フィリピン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001315103.pdf>

- フィリピンから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 フィリピン国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001315102.pdf>

- フィリピンから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



- 3 フィリピン側の手続きに関する Q&A

<http://www.moj.go.jp/content/001315104.pdf>



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



- 2 各国における手続について

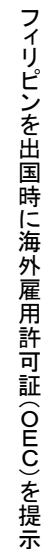
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



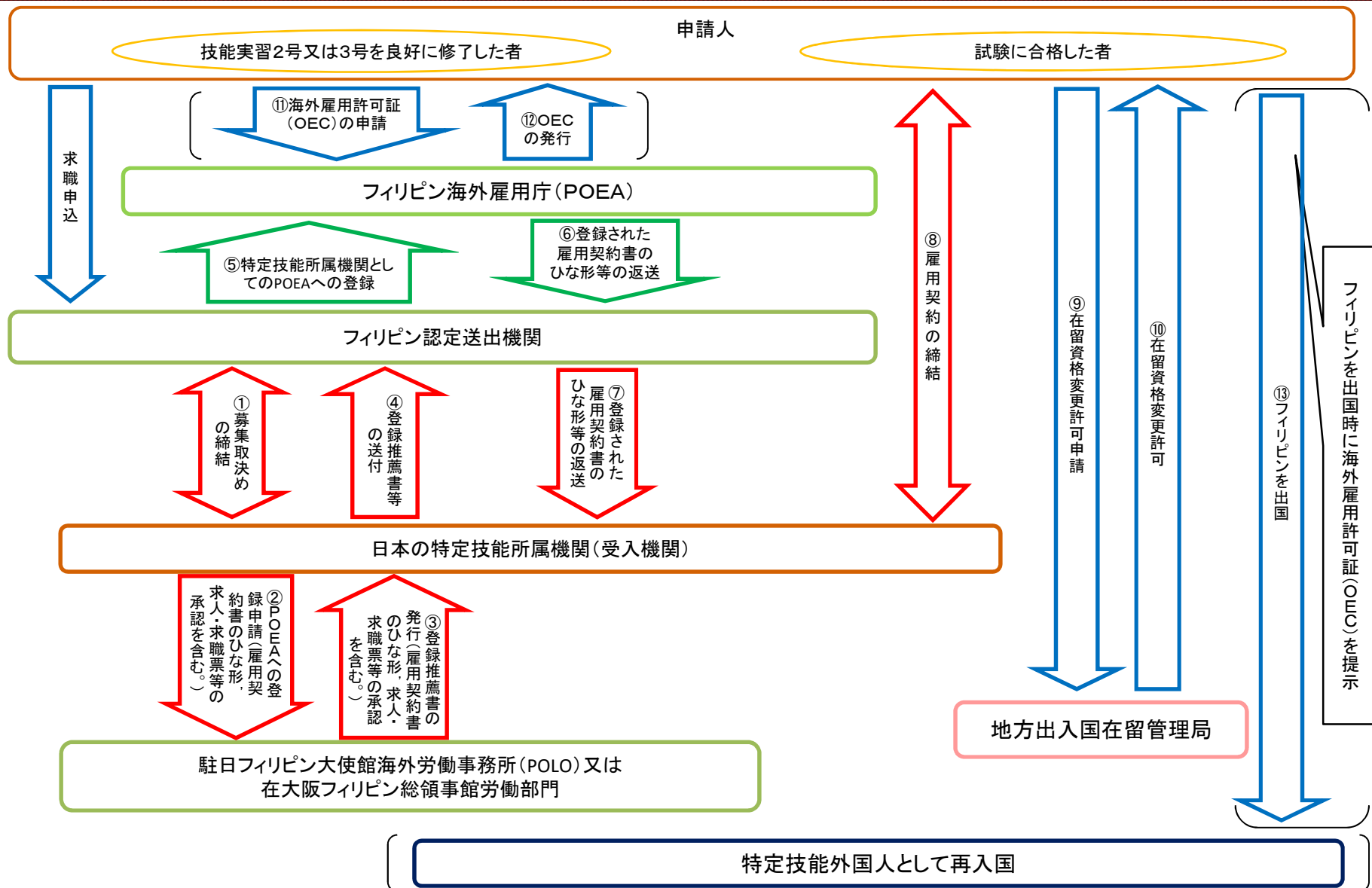
出入国在留管理庁政策課特定技能 P T

代表 03-3580-4111

フィリピンから新たに受け入れる場合



※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>



※ 受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結(①)、POEAへの登録手続(②～⑦)は不要とのことです。
 (ただし、特定技能所属機関が既にPOEAに登録されている場合であっても、登録された雇用契約書から変更された契約条件をもって新たにフィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場合や、求人数を増やす必要がある場合は、求人・求職票の承認手続が必要とのことです。)

※ ①～⑬は、フィリピン特定技能外国人が一時帰国し、再度入国する場合に必要な手続で、日本に在留している場合は必要ありません。

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

カンボジア国籍の方々の受入れ手続について

- 1 カンボジア国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001315103.pdf>

- カンボジアから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 カンボジア国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001315102.pdf>

- カンボジアから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



- 2 各国における手続について

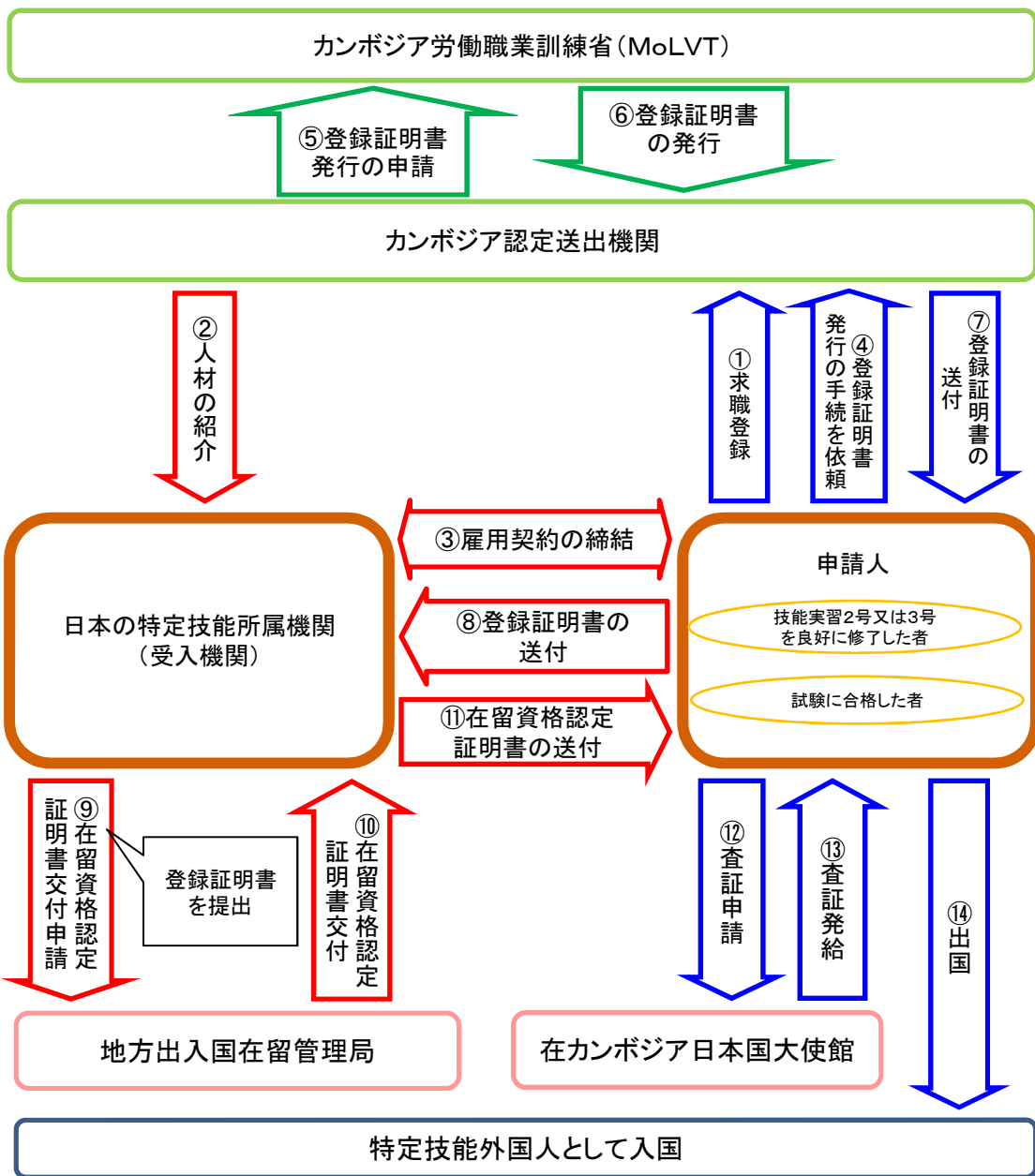
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



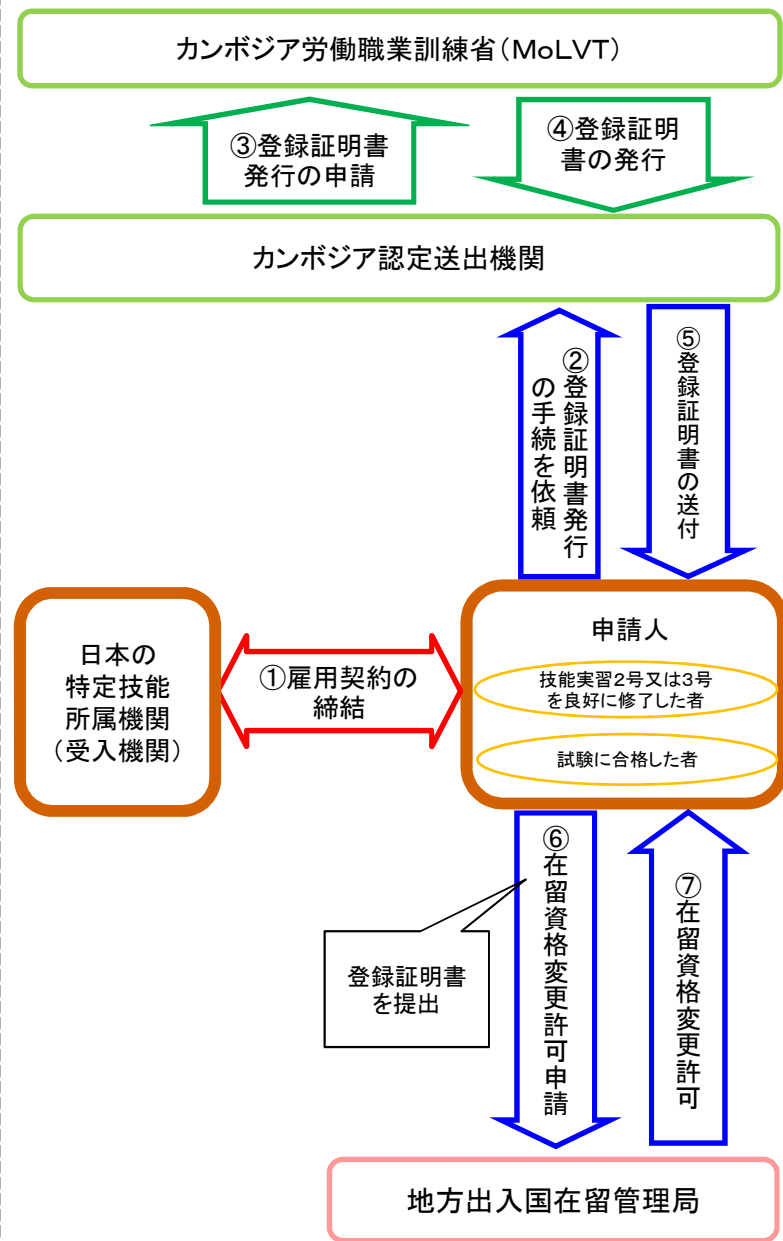
出入国在留管理庁政策課特定技能 P T
代表 03-3580-4111

カンボジア特定技能外国人に係る手続の流れについて

○カンボジアから新たに受け入れる場合



○国内在留者を受け入れる場合



ネパール国籍の方々の受入れ手続について

- 1 ネパール国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001314644.pdf>

- ネパールから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 ネパール国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001314643.pdf>

- ネパールから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



- 2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html



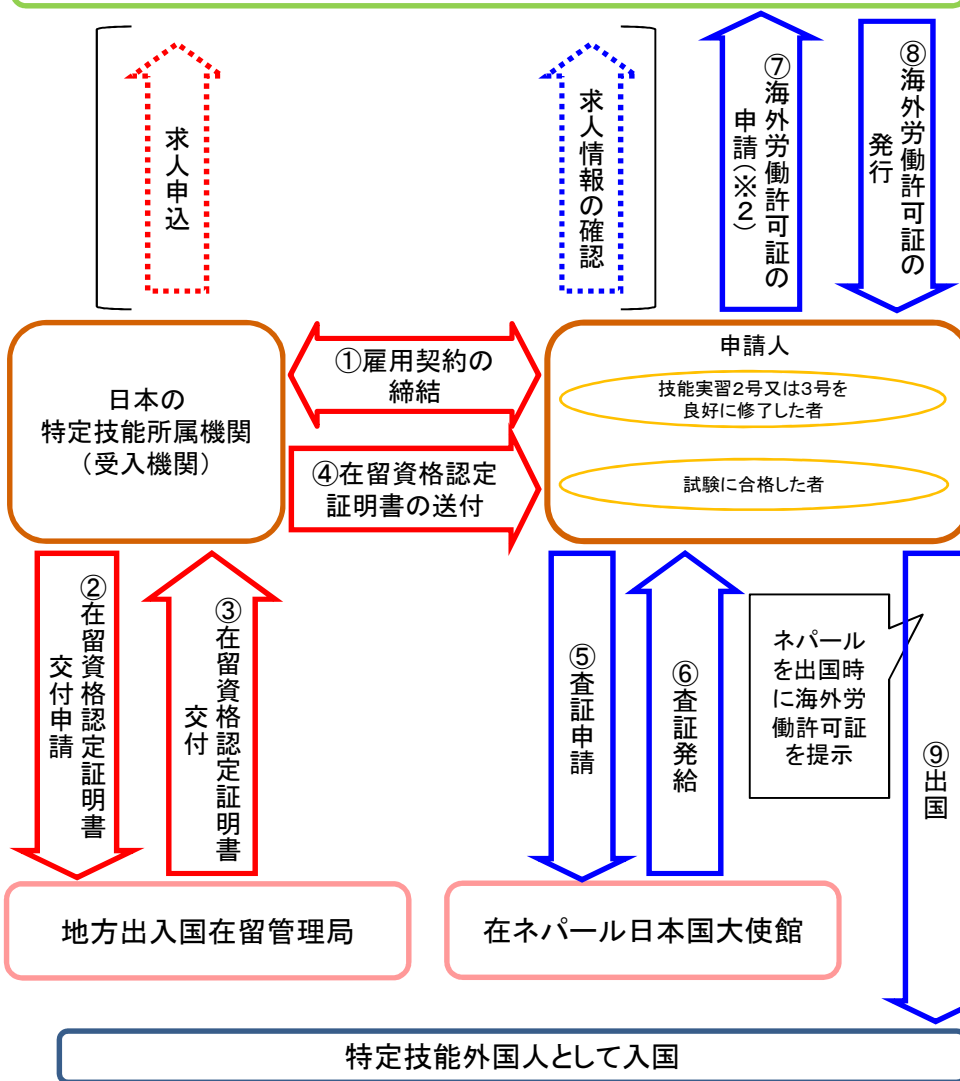
出入国在留管理庁政策課特定技能PT

代表03-3580-4111

ネパール特定技能外国人に係る手続の流れについて

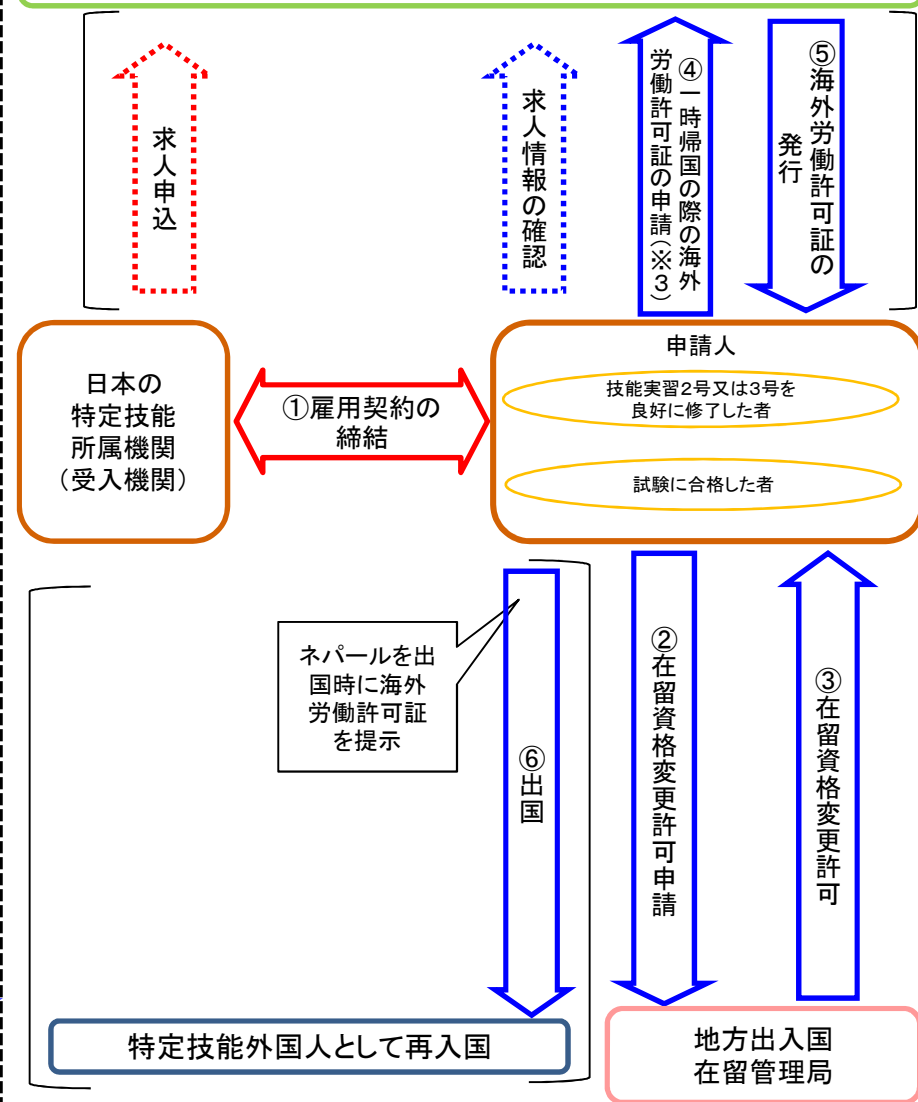
○ネパールから新たに受け入れる場合

ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門(※1)



○国内在留者を受け入れる場合

ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門(※1)



(※1) 日本の特定技能所属機関は、駐日ネパール大使館を通じてネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に求人申込を提出することも可能とのことです。

その場合、提出された求人は、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門により求人者に開示されるとのことです。

(※2) 査証を取得後、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門から海外労働許可証を取得するとのことです。

(※3) 在留資格「特定技能」への変更が認められた後、再入国許可(みなし再入国許可を含む。)によりネパールに一時帰国した際に、ネパール労働・雇用・社会保障省海外雇用局日本担当部門に申請し、海外労働許可証を取得するとのことです。

④～⑥は、ネパール特定技能外国人が一時帰国し、再度入国する場合に必要な手続で、日本に在留している場合は必要ありません。

ミャンマー国籍の方々の受入れ手続について

- 1 ミャンマー国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ（手続の解説）

<http://www.moj.go.jp/content/001315103.pdf>

- ミャンマーから新たに受け入れる場合
- 日本に在留する方を受け入れる場合



- 2 ミャンマー国籍の方々を特定技能として受け入れる手続の流れ図（フローチャート）

<http://www.moj.go.jp/content/001315102.pdf>

- ミャンマーから新たに来日の場合
- 日本国内在留者の場合



【参考】法務省ホームページ URL

- 1 在留資格「特定技能」の創設等

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html



- 2 各国における手続について

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html

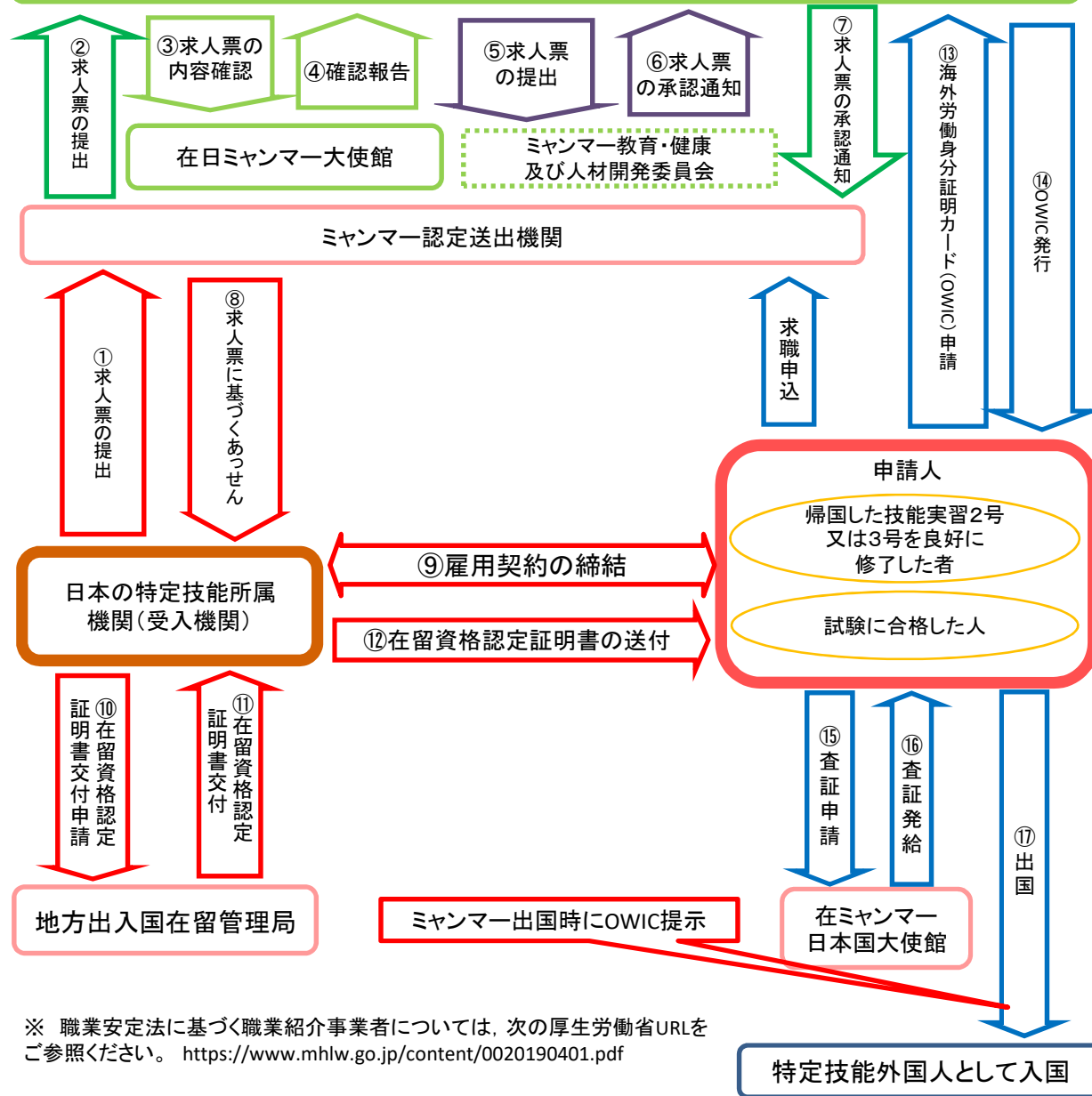


出入国在留管理庁政策課特定技能 P T
代表 03-3580-4111

ミャンマー特定技能外国人に係る手続の流れについて

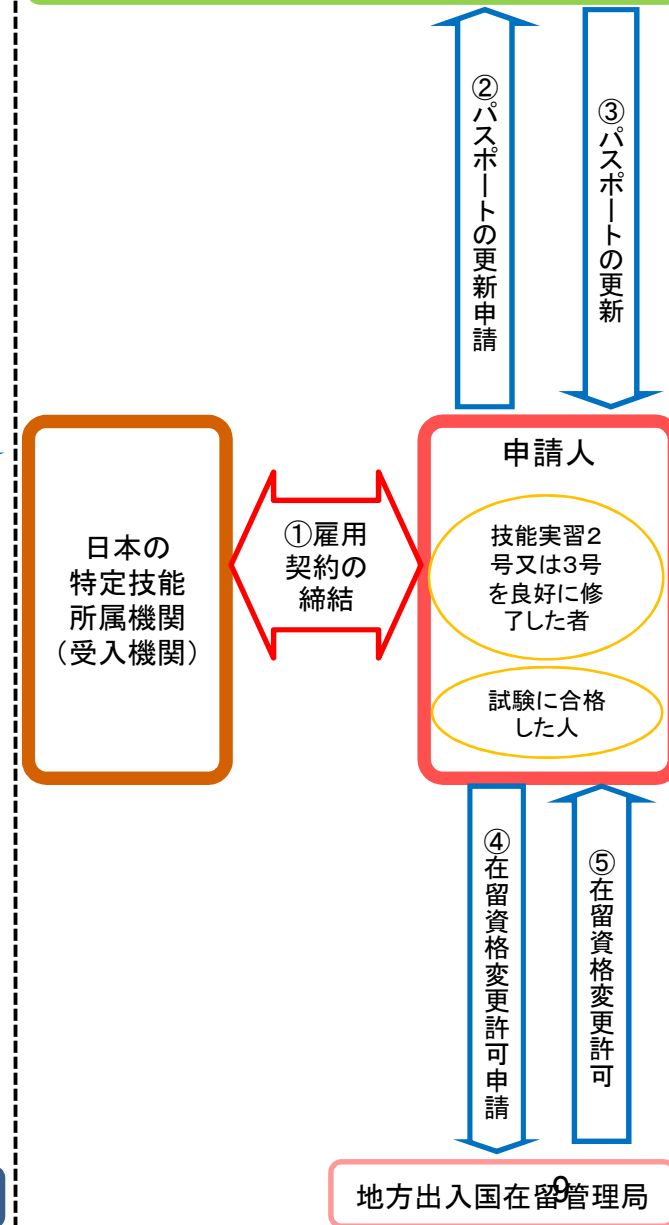
○ミャンマーから新たに受け入れる場合

ミャンマー労働・入国管理・人口省(MOLIP)



○日本に在留する方を受け入れる場合

在日ミャンマー大使館



※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLをご参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>